

2022 年 12 月 No.16

令和 5 年度税制改正大綱：株式交付税制の改正

弁護士 平川 雄士

はじめに

12 月 16 日に公表されました与党の[令和 5 年度税制改正大綱](#)においては、株式交付に係る税制（租税特別措置法 37 条の 13 の 3、同法 66 条の 2；「**本税制**」）につき、以下の改正（「**本改正**」）が行われることとされています¹。本改正の背景と意義につき解説します。

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く。）に該当する場合を除外する（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付について適用する。

改正の背景

端的に申せば、企業オーナー一族がその保有株式を自らの資産管理会社に無税にて移管するために株式交付を用いることを封じる、ということが背景にあるものと拝察されます。

2022 年 9 月 5 日の日本経済新聞朝刊は、「[株式交付で『私的節税』M&A 新手法、資産管理会社に利用](#)」との記事において、この問題を指摘していました。すなわち、本税制は、本来は、日本企業全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促すための M&A につき税制上も手当てするという政策目的で導入されたものでしたが、以下の図のような取引²（「**例の取引**」）も、法令上の要件は満たすため、本税制の適用対象となります。



その結果、企業オーナー一族（破線囲み内の 3 名）は、上記の A 社株式の譲渡について、株式譲渡益課税（20.315% の分離課税）を受けない（課税が繰り延べられる）ことになります。本税制の創設前は、例の取引は、株式譲渡益

¹ 72～73 ページ。

² 図は、当事務所の堀内健司弁護士及び大沼真弁護士の「[株式交付制度－施行後 1 年間の振り返り～事例分析と今後の活用可能性～](#)」と題する講演の資料から引用させていただいた。

課税なしには実行できませんでした。単なる株式の売買とすれば当然に課税されますし、現物出資としても、個人には組織再編税制上の適格現物出資の制度は適用されないため、やはり課税されていました。本税制を用いることにより、この税負担なくして例の取引を行うことが可能となりました。

もっとも、このような帰結は、上記の本税制の本来の政策目的に沿わない面もあるのではないかとの見方が、前掲記事を含めあったところです。本改正においては、そのような見方を踏まえて、例の取引には本税制に基づく課税の繰延べを認めるべきではないとの政策判断がなされたものと拝察されます。

改正の意義

本改正により、上記の図にいう資産管理会社 B 社（株式交付親会社）は、株式交付後において、企業オーナー一族（破線囲み内の 3 名）のみが株主であるため、「非同族の同族会社」ではない「同族会社」（「**同族の同族会社**」）に該当しますから、例の取引は本税制の対象から除外されることになります。例の取引が、本改正が除外の対象として意図した典型例であると拝察されます。

「同族会社」とは、要は、上位 3 つ以下の株主グループにより 50%超を保有されている会社をいいます（法人税法 2 条 10 号）。このうち、「非同族の同族会社」（法人税法 67 条 1 項参照）とは、大胆に簡略化して言えば、同族会社ではあっても、その 50%超を有する株主が非同族会社であるものをいいます。上場会社の子会社がその典型例です。これは、子会社ですので同族会社ではありますが、その株主が典型的な上場会社（＝非同族会社）であるため、非同族の同族会社に該当します。このような非同族の同族会社が株式交付親会社となる場合は、前掲記事が指摘するような問題点は通常はないため、引き続き本税制の対象として差し支えないとの趣旨と拝察されます。

もっとも、本改正の除外に係る要件は、株式交付親会社の株式交付後の株主構成（同族の同族会社かどうか）に着目して定められており、その資産構成（株式や不動産が総資産の何%を占めるか等）は何ら問うていません。したがって、例えば、一般的な意味での資産管理会社とはいえないスタートアップ企業が、別のスタートアップ企業を株式交付で買収するような場合であっても、買収後の親会社がなおも同族の同族会社であるならば、本税制の対象から除外されるものと思われます。逆に、一般的な意味での資産管理会社といえる会社であっても、株式交付後の株主構成において、同族の同族会社に該当しないのであれば、なお本税制の対象となるものと思われます。もちろん、最終的には、本改正に係る具体的な法令の規定を確認する必要があります。

残された関連問題

本改正に関連して、以下のような点も問題となるところです。別の機会に検討を試みたいと思います。

- (1) 本改正前に既に行われた例の取引については、本改正の遡及適用はないとしても、いわゆる包括的否認規定³に基づき、本税制の適用が否認され得るのか。
- (2) 本改正につき知った後、令和 5 年 10 月 1 日までに、いわば「駆け込み」で例の取引を行った場合、本税制の適用が否認され得るのか。
- (3) 本改正の施行後も、株式交付後において「同族外し」または「非同族作り」となるように、株式の保有関係の変更を株式交付の直前に行ったり、株式交付に応ずる株主や株式数につき事前に調整した場合、本改正後の本税制の適用が否認され得るのか。また、株式交付の効力発生日には同族の同族会社ではないもののその後行われた別の取引によりそれに該当することとなる場合も、「株式交付後に」として除外の対象になるのか。

2022 年 12 月

³ 組織再編成に係る所得税法 157 条 4 項、法人税法 132 条の 2 のほか、同族会社の行為計算に係る所得税法 157 条 1 項、法人税法 132 条 1 項がある。この点は、本税制の趣旨・目的を何と解すべきかをはじめ、複数の極めて興味深い論点を孕む問題である。

[執筆者]



平川 雄士（弁護士・パートナー）

yushi_hegawa@noandt.com, 03-6889-7184（直通）

1997 年東京大学法学部卒業、1999 年弁護士登録（第 51 期、第一東京弁護士会）、2004 年 Harvard Law School 卒業(LL.M.)。2004 年～2005 年に Alston & Bird LLP の International Tax Group (Washington, D.C.) において米国租税法の実務に従事。2007 年パートナー就任。

租税法分野を中心に扱う。M&A、資金調達等のあらゆる種類の取引案件についてタックス・カウンセラーとして租税法分野に関連するアドバイスを提供するとともに、様々な租税争訟案件・税務調査案件において納税者を代理している。直近の勝訴案件として、最判令和 4 年 4 月 21 日、東京高判令和 4 年 9 月 14 日がある。

日本経済新聞社の 2021 年「企業法務税務・弁護士調査」の税務分野にて、企業選出・総合選出ともに第 1 位に選出されている。また、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 及び Best Lawyers 等の海外の評価媒体においても日本の租税法部門にて Band 1 等に選出されている。

2007 年から 2017 年まで上智大学法科大学院において実務家教授・准教授（租税法）を務め、2022 年 4 月から東京大学法科大学院において客員教授（租税法）を務める。IFA（国際租税協会）本部 Supervisory Board メンバー、IFA 日本支部運営委員会委員長・理事。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Tax Law Update 〜税務ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_tax/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-tax@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。